

第8回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年2月23日（金）午後4時00分から午後5時00分

2 開催場所 出雲崎町役場 議員控室

3 出席委員

農業委員（4人）

会長	2番	内藤 仁
会長職務代理者	4番	森山 一郎
委員	1番	遠藤 文男
	5番	佐藤 一也

農地利用最適化推進委員（5人）

吉水 隆
田中 秀和
権田 数榮
小柳 昌幸
内藤 喜四郎

4 欠席委員

農業委員（1人）

委員	3番	岡田 美由紀
----	----	--------

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局係長 五十嵐 文明

7 会議の概要

事務局 ただいまから第8回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 農業委員のうち、3番 岡田委員が欠席しております。農業委員5人中4人が出席しておりますので総会は成立しております。このまま総会を進行いたします。

議 長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 それでは、1番 遠藤委員、5番 佐藤委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の五十嵐係長を指名いたします。

議 長 3番の諸般の報告をさせていただきます。

【出席した内容について口頭で報告】

・地域別農業委員会会長・事務局長会議

期日：2月19日(月)

会場：長岡市「アオーレ」

出席者：

・農業委員 内藤会長

・事務局 大矢事務局長

議 長 それでは議事に入ります。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明願います。

事務局 報告第1号について説明します。

報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、1件の申請がありました。

【議案書に基づいて内容を説明】

なお、解約された農地につきましては、このあと議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請として上程されるとおりとなります。以上になります。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議 長 以上で報告第1号を終わります。

議 長 続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明願います。

事務局 議案第1号について説明します。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、1件の申請がありました。

【議案書に基づいて内容を説明】

先程報告第1号にて解約された部分を含む農地の所有権移転となります。平成29年に一旦は譲渡人が相続をしたもので、譲受人が利用権設定をして耕作をしておりましたが、この度改めて譲受人に贈与をしたいとのことで、今回の申請となりました。以上となります。

議長 この件について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

(委員の挙手)

議長 全員ですので、議案第1号は原案のとおり許可いたします。

議長 続きまして、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明願います。

事務局 議案第2号について説明します。

議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、新規10件、再設定7件、合計17件の申請がありました。なお、再設定7件のうち3件がJAによる転貸となります。

【議案書に基づいて内容を説明】

以上、このたびの利用集積計画の案件となります。議案第2号のこれまでの計画内容について、全て農業経営基盤強化促進法第18条の3項の各要件を満たしていると考えられます。以上となります。

議長 この件について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

1番 12番、14番、16番について農協の利用権設定が「再設定」となっているが、これについて聞かせてほしい。

事務局 現在農協を通して利用権の設定をしている農地について、再度同じよう

に農協を通して利用権設定をするため、「再設定」となります。なお、転貸先も前回と同じ農家となっております。

議 長 その他、ご意見、ご質問はありますか。

4 番 3番、4番、5番について、同じ譲受人が耕作をするとのことだが、詳しい状況を聞きたい。

事 務 局 3番と4番については今まで別の耕作者が利用権を設定しておりましたが、今回設定期間が終了するため耕作を止めて他の耕作者に耕作をしてもらう、とのことでした。5番については、過去に利用権が設定されておりましたが、現状では自作となっている農地であります。今回他の農地と共に利用権の設定をしたい、とのことでした。

議 長 その他、ご意見、ご質問はありますか。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第2号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

(委員の挙手)

議 長 全員ですので、議案第2号は原案のとおり許可いたします。

議 長 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。
この際、その他の件について、委員から発言あれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 それでは、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第8回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名します。

平成30年 2月23日

議 長

⑩

議事録署名委員

1 番

⑩

議事録署名委員

5 番

⑩